



平成 29 年 6 月 29 日

各 位

会 社 名 データリンクス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 横尾 勇夫
(コード番号: 2145)
問 合 せ 先 執行役員コーポレートサービス統括部長
田 所 省 吾
(TEL. 03-5962-7621)

支配株主等に関する事項について

当社の支配株主等に関する事項は、以下のとおりとなりますので、お知らせいたします。

1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）又はその他の関係会社の商号等

(平成29年3月31日現在)

名称	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券が上場されている金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
株式会社 D T S	親会社	50.02	-	50.02	株式会社東京証券取引所 市場第一部
日本電信電話株式会社	その他の関係会社	-	29.52	29.52	株式会社東京証券取引所 市場第一部

日本電信電話株式会社における合算対象分の内訳は次のとおりです。

- ・株式会社エヌ・ティ・ティ・データ (17.36%)
- ・テルウェル東日本株式会社 (8.68%)
- ・株式会社ドコモCS (3.47%)

また、日本電信電話株式会社並びにその子会社及びその関連会社は、平成29年3月期の当社取引高において47.2% (2,578百万円) を占めており、ビジネス拡大において、同社との関係は当社の営業政策上有益であり、今後も受注活動による取引高の増加を計画しておりますが、その受注動向によっては、当社の事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

2. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

当社の支配株主は、株式会社 D T S (以下、「D T S」という。) であります。D T S は、当社議決権の50.02%を所有し、当社の親会社であります。平成29年3月期現在における D T S グループは、当社を含み15社で構成されており、いずれも情報サービス事業を展開しておりますが、個々の市場基盤や得意分野、事業活動の目的が異なっており、当社の自由な事業活動を阻害される状況にはないものと考えております。

現時点では、D T S グループとの事業の競合はないものと認識しており、事業運営上の制約等も受けておらず、今後も当社の事業の独立性を尊重していく方針を示されていることから、当社の独立性は確保されていると認識しております。

また、当社は、D T S から、事業の安定拡大や事業ノウハウの助言並びに経営充実をはかるため、取締役2名を招聘しておりますが、その就任は当社からの要請に基づくものであることから、独自の経営判断が行える状況にあると考えております。

日本電信電話株式会社は、当社議決権の29.52%を間接保有しており、上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該地の会社に該当します。

日本電信電話株式会社は、国内最大規模の電気通信事業者であります。当社は、日本電信電話株式会社並びにその子会社及びその関連会社で構成する各グループ企業に対して、ソフトウェア開発等の製品・サービス、人材派遣サービスの提供を行っております。

なお、日本電信電話株式会社並びにその子会社及びその関連会社からの指示や承認に基づいて行うなど事業上の制約はなく、当社は独自に経営・事業活動を行っており、当社の独立性は十分に確保されていると認識しております。

3. 親会社等のうち、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社の商号又は名称及びその理由

(会社の商号又は名称) 株式会社D T S

(その理由) 平成29年3月期現在における当社議決権の50.02%を所有する親会社であること。

(役員)の兼務状況)

平成29年6月30日現在における当社取締役6名のうち取締役として株式会社D T S から2名を受入れております。日本電信電話株式会社並びにその子会社及びその関連会社からの役員の兼務はありません。

親会社等での役職及び当社の招聘理由は次のとおりです。

(平成29年6月30日現在)

役職	氏名	親会社等での役職	就任(招聘)理由
取締役	齋藤 健	株式会社D T S 執行役員経営企画部長	事業の安定拡大、事業ノウハウの助言並びに経営充実をはかるため。
取締役	大久保茂雄	株式会社D T S 執行役員ICS事業本部長	事業の安定拡大、事業ノウハウの助言並びに経営充実をはかるため。

4. 親会社等との取引に関する事項

「第35期有価証券報告書」の(関連当事者との取引)へ記載の「1 関連当事者との取引 財務諸表提出会社と関連当事者の取引 (ア)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等 (イ)財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等」をご参照ください。

5. 支配株主との取引等を行なう際における少数株主の保護の方策の履行状況

支配株主等との取引については、主に取引されている市場等の客観的な情報をもとに、一般的な取引条件と同様に合理的な決定がなされており、少数株主の利益を害することはないものと考えております。

以上